

令和元年度 第2回 堺市障害者自立支援協議会

日 時： 令和2年2月14日(金) 13:30～15:30

場 所： 堺市役所 本館地下1階 多目的室

次 第

13:30～14:45

1. 区協議会及び部会等の報告について

I 区協議会	資料①
II 障害当事者部会	資料②
III ①強度行動障害支援ワーキングチーム	資料③
②相談支援ワーキングチーム	資料④

14:45～15:00 休憩（15分）

15:00～15:30

2. その他（情報交換等）

事務局

① 後援名義の許可状況	資料⑤
② 視察等の対応状況	資料⑥

【参考資料】 令和元年度第1回堺市障害者自立支援協議会 議事概要

れいわ がんねんど さかいしょううがいしおりつしょんきょううかい
令和元年度 堺市障害者自立支援協議会 委員名簿

機関等	役員	委員氏名	所属
相談支援事業者		はぎわら 敦子	総合相談情報センター
障害福祉サービス事業者	副会長	はやし ようじろう 林 陽二郎	堺障害児（者）施設部会
		おおくら 大口 哲史	堺市就労移行支援事業連絡会
医療関係機関	会長	かしわぎ 柏木 一恵	公財) 浅香山病院
教育関係機関		たなか 田中 信行	府立泉北高等支援学校
雇用関係機関		まつばやし 松林 利典	堺市障害者就業・生活支援センター
企業		こが 古賀 効	株) グッドウィルさかい
地域福祉関係機関		ところ 所正文	社福) 堺市社会福祉協議会
堺市		ながお 長尾 正志	障害施策推進課
		ますだ 増田 宣典	障害者支援課
		はの 羽野 敏博	長寿支援課
		あかい 阿加井 博	地域包括ケア推進課
		しばた 柴田 恭明	精神保健課
		ふじかわ 藤川 佳祐	保健所 保健医療課
		いしど 石戸 博晃	子ども家庭課
		きりやま 桐山 和幸	障害者更生相談所
		ながい 永井 義雄	こころの健康センター
		まなべ 貞鍋 昭生	子ども相談所 育成相談課
		ふくだ 福田 達也	堺保健福祉総合センター
		よしかわ 吉川 征延	発達障害者支援センター アプリコット堺
	専門機関	ますだ 増田 基嘉	生活リハビリテーションセンター
障害当事者部会		まるの 丸野 照子	部会長
		きたむら 北村 和孝	副部会長
		つじもと 辻本 伊公子	副部会長
堺区協議会		たけい 武井 大和	堺区障害者基幹相談支援センター
中区協議会		ささき 佐々木 直子	中区障害者基幹相談支援センター
東区協議会		おんだ 御田 哲夫	東区障害者基幹相談支援センター
西区協議会		しいはら 椎原 将明	西区障害者基幹相談支援センター
南区協議会		ほりょう 北條 仁美	南区障害者基幹相談支援センター
北区協議会		たかお 高尾 知恵子	北区障害者基幹相談支援センター
美原区協議会		ながよし 永吉 真由	美原区障害者基幹相談支援センター
事務局	足立・木村・木田・和田		障害施策推進課
事務局補助	瀬・福井		総合相談情報センター

令和元年度 各区障害者自立支援協議会 委員名簿

	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区
障害者基幹相談支援センター	武井・熱池・佐藤	佐々木・杉下・桑原	眞田・萬葉	猪瀬・山上・宮口	北條・小島・佐藤	高尾・根本	吉吉・米田
地域福祉課	上坂	前田・川井・木村	早川・安川	光津	桂樹	佐門	小様・土井・田中
保健センター	弘田	山本・吉井	西川・横穿	鶴江	岩橋	曾坂・鈴	杉本
社会福祉協議会	阪下	佐川	宮崎・永信	樋本	中光	藤本・谷口	小林
税舎相談情報センター	鶴道	濱	福井	濱	萩原	福井	福井
障害者更生相談所	曾田	戸田	石田・戸田	貴田	山本	白浜	山本
こころの健康センター	村上	大上	松尾	松尾	堀内	今津	山根
子ども相談所	出口	富士松・吉田	野田	杉山・道家		野田・山本	野田
児童障害者支援センター	高井	米村	安居	中崎	米村	安居	中條
就業・生活支援センター	鶴野・笠井	武	大内	杉上	湯川・西村	杉前	堀城
生活リハビリテーションセンター	竹内・別府	竹内	猪群	竹内	別府	別府	増田
指定相談支援事業者	生活支援センターおおはま(橋本)	池義・高松(こうせん)	コスモス地域福祉活動センターえると(林)	奥津(スマイル)	桃井(フィットウェル)	VIVO(小野寺)	サニーハウス(大石)
	生活支援センターしんしょうれん(駒)	堤(はなのこみち)	しらさぎ・ネスト(数見)	山田(もず)	荒木(つばさ)	ミント(谷口)	平尾莊障害相談支援事業(五味田・山下)
	相談支援事業所あさかやま(橋井)	辻・中村(CSW辻)	相談支援事業所青い鳥(猪井)	紫井(SOHO)	飛松(コスモス)		あおいケアプランセンター(西田)
	エール相談支援センター(越山)		こもん(中川)		小林(ハートフル)		
	相談支援事業所しののめハウス(開口)						
	相談支援センターはるかぜ(内堀)						
その他	リブケアプラン(北谷)				堺支援学校(岸田・兎内・前田・山本)		
	YOUハウス(松坂)	基幹型包括支援センター(笠下)	浜香山病院(岸)	阪南病院包括支援室(中辻・石川)	浅香山病院(下川)	美原病院(野崎・相)	
	ともにーしようりんじ(石井)	西浦支援学校(八尾)	堺支援学校(兎内・岸田・前田)	子育て支援課(齋原)	堺支援学校(岸田・兎内)	西浦支援学校(沖)	
	サポートハウスアンダンテ(上田)	阪南病院包括支援室(向	泉北高等支援学校(遠藤)	南基幹型地域包括支援センター(梅田・永森)	西浦支援学校(筒井)	子育て支援課(小野)	
	県支援学校(岸田・前田・井上・兎内)	らららEAST(宇喜)		地域活動支援センターカンぱ(鶴崎)			
	浅香山病院(今西)			地域活動支援センターいんくる(小林)			
	三国丘病院(相中)			ピュアあすなろ(足立)			
	ベルデ場(森・小澤・渡辺・銀景)			バル・茅渟の里(池田)			
	堺区基幹型地域包括支援センター(西風・佐伯)			ギャラリーみなみかぜ(前原・平山・猪田)			
	堺市難病患者支援センター(井上)			泉北高等支援学校(中川・前田・齋原・渡邊)			
				上神谷支援学校(井上・猪原)			

*下線の委員が代表

令和元年度 堺市障害者自立支援協議会

障害当事者部会 委員名簿

障害枠	役員	委員氏名
身体		いさか やすもり 井坂 康守
身体		かやはら せいじ 茅原 聖治
身体		かわさき かずよ 川崎 和代
身体	副部会長	つじもと いっこ 辻本 伊公子
身体		とらだ あきひろ 飼田 明宏
難病		かわぶち しげみ 川渕 繁美
難病		—
知的		まつもと たかゆき 松本 隆幸
知的	部会長	まるの てるこ 丸野 照子
精神		いしばし ひろし 石橋 尋志
精神	副部会長	きたむら かづゆき 北村 和孝
精神		にしの なつほ 西野 夏穂

資料①

		令和元年度 各区活動概要		
	堺区	中区	東区	
年間テーマ	<p>当事者の思いを大切にし、ライフステージにあつた支援を考える。 ・生涯を応援するネットワークを構築する。 「指定特定事業所との事例検討・共有からみる地域課題」を通して講論を進める。</p> <p>今年度は特に「堺区でのセルフプランの課題について」議論を進め、また新たなテーマも随時、検討する予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定例会議 ①4月17日 ②5月15日 ③7月17日 ④9月18日 ⑤11月20日 ⑥1月22日 ⑦3月予定 ● 運営会議 ①5月8日 ②6月19日 ③8月21日 ④10月16日 ⑤12月18日 ⑥2月予定 	<p>○なかよし『連携支援を考えよう～つなげよう 拡げよう 造り出そう』 ○指定相談交流部会 ○“なかよしやべり場”～本音deトーク、増やそうひきだしじ</p> <p>○運営会議（偶数月開催）各部会の進捗、取り組み検討 ○定期会議（全4回）5月、9月、12月、3月） ・各機関ブレーン、各部会の進捗報告 ・事例検討 ①就労支援 ②障害を持つ親の子育て支援 ③8050在宅生活支援 ④8050</p> <p>○指定相談支援交流 部会（毎月開催） みんなで情報共有できる場、参加しやすい場を目指し、90分の交流会のうち、前半に困っていることなどケースの相談・共有その他情報交換等を行い、後半は当月の取り組みを行う。</p> <p>○取り組み内容 5月）ケアマネ連絡会などの合同企画（高齢×障害） 6月）報酬改定について（7月）選定会議スタート（8月）計画相談の手引書（10月）手引書の改定（11月）ペルデ見学会（12月）放課後ティとの交流会に向けて（1月）児童の支援について</p> <p>○作業所交流 部会（奇数月開催） 中区内で作業所のネットワーク作りを目的に各種取り組みを行っていきます。下記の二つのワーキンググループに分かれて検討。 ①ペントグループ ・イバカ・ナカマジネットワーク（区役所にて啓発がバル展示・自主製品展示販売の開催（年3回） ・ななくの当事者交流会 9月中消防署講堂にて開催</p> <p>②情報・交流会グループ ・ナカマジがいどぶつくの更新、余暇支援のアンケート。</p>	<p>○防災事業所の防災対策を考え、日中事業所からの聞き取り から始めている。今後、協議会で事業所に向けた対策案を提示し、各事業所の担当者へ引き継ぐことを目的とする。</p> <p>○高齢機関との連携 9月に「高齢者関係機関と障害者関係機関との交流会」を開催。世帯単位の支援について、実事例（3世代：高齢、介護子孫が障害）の検討、意見交換を行う。それそれの機関の捉え方の違い、課題の認識の違いについて勉強になり、双方での連携の必要性を確認する。</p> <p>○障害理解 しっかりさぎ・えるると合同まつりに参加。障害関連マークの給合わせに参加してもらいい、参加賞として授産品を提供。地域の小学校や、警察へも理解の必要があるとの意見が出ていたが、啓発活動は実践できます。</p> <p>○地域課題 事例検討を3回実施。「緊急対応」、「出産・子育て」、「グループホーム支援」をテーマに実施。課題を整理している。</p> <p>○他の地域課題として、ヘルパー不足、65歳問題、支給され解決策を検討している段階。</p>	
主な活動内容	<p>さかそなうネットからの話題提供（報酬改定、訪問看護との連携、防災の連絡ツールとしてのラインワークス、居宅以外のモニタリングについて）</p> <p>毎月、参加者夫々からの困りごとを出してもらう。社会資源の共有等（ロングショート問題、当事者が作成した折り紙の活用、発達検査の学校訪問判定）</p> <p>各ネットワーク「エールDEねっこ」・「さかそなネット」・「専門機関との情報共有</p>	<p>・エールDEねっこ、危機管理研修 「助けられ上手な障害者と助け合い上手な事業所」</p> <p>・エールDEねっこ 「権利擁護からみるアセスメント」</p>	<p>○ナカ・ナカマジがいどぶつくの更新（中区内作業所情報冊子） の更新 年2回（5月・11月）</p>	

令和元年度 各区活動概要			
	西区	南北区	北区
年間テーマ	・住み継ぎたい西区になるために	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題抽出、整理のため事例検討を実施 地域住民への障害者啓発 情報の整理と周知 	<p>みんなでつながる北区を目指そう ～地域や関係機関との連動～</p> <p>地域とともにつながる自立支援協議会</p>
主な活動内容	<p>・運営会議：年4回・本会議：年5回 (研修・交流会)</p> <p>①(4月) 埼市相談支援ネット共催研修 『自立支援協議会とは』</p> <p>②(10月) 高齢者関係者会議との交流会 テーマ：防災（講義）『埼市の避難所の現状を知る』講師：埼市危機管理室</p> <p>③(5月) 西区指定相談事業所交流会との意見交換会（事業所から提供された事例を元に意見交換）</p> <p>④(11月) 西区指定相談事業所交流会との合同事例検討会 内容：親亡き後の支援をテーマに検討会</p> <p>⑤(2月) 民生委員研修（共催） 内容：当事者・支援者を招いてのミニシンポジウム (部会) ヘルパー交流会 世話人会：年8回 研修：1回　交流会：1回 (連携・協力先)</p> <p>【西区作業所ネットワーク】 ・パネル展示（西区作業所ネットワークと共に）(月1回：西区役所) 【西区指定相談事業所交流会】 ・西区会議体内容の共有 【西区高齢者関係者会議・西区障害者自立支援協議会合同事務局会議】 ・年7回開催・交流会の企画立案</p>	<p>4月・3月…全体会議 年間スケジュール及び活動内容振り返り 啓発ワーキング</p> <p>・事例検討を通しての地域課題の抽出</p> <p>①「事例検討とは？」 ここでの健康センター相談員を講師に招いての勉強会</p> <p>②「他市・行政修習・支援者連携・ハーンアウトにならない工夫」 基幹相談員より事例提供</p> <p>③8050問題～高齢の父と障害の娘の支援～ →指定避難所、福祉避難所の概要、避難行動要支援者リストについて等</p> <p>基幹型包括支援センターより事例提供 ④「障害から高齢へ 制度の狭間・スマズなケース移行」 計画相談員・ケアマネージャー・主任相談支援専門員を講師に招いて</p> <p>情報ワーキング</p> <p>・みんなフレンズ（放課後ティーチャー） 作成・事業所交流会企画</p> <p>【西区作業所ネットワーク】 ・パネル展示（西区作業所ネットワークと共に）(月1回：西区役所) 【西区指定相談事業所交流会】 ・西区会議体内容の共有 【西区高齢者関係者会議・西区障害者自立支援協議会合同事務局会議】 ・年7回開催・交流会の企画立案</p>	<p>【会議運営】 偶数月：運営会議、奇数月：全体会議 【実施状況】 ●高齢機関との交流会（7月） 「こんなとき昔どこに相談する！？」 ～障害と高齢の支援を通して～ ・障害福祉サービスについて ・精神保健福祉制度について ・事例共有</p> <p>●防災研修（12月） →埼市全体の防災対策について →指定避難所、福祉避難所について等 (長寿社会部、北区企画総務課より) ・北区の災害状況について →防災啓発ビデオの視聴、防災グッズの紹介、自治会の取り組み紹介等 (北区自治推進課より)</p> <p>・北区の防災取り組みについて →ろうあ者福祉協会東支部の防災取り組みを通した地域とのつながりや、金觸・五箇荘校区の障害者も交えた防災活動などの紹介（北区社会福祉協議会より）</p> <p>●機関整理シートの活用について 11月：北区交流まつり参加 (市民啓発)</p>
その他(成果物等)	社会資源集（内容の追加・更新）		<ul style="list-style-type: none"> みんなフレンズ（放課後ティーチャー） 美原区障害者自立支援協議会により発行（3月予定）

堺市障害者自立支援協議会 障害当事者部会 交流会 実施報告

日時： 令和元年10月23日（水）14：00～16：00

場所： フェニーチェ堺 3階 文化交流室

対象： 市内在住の障害当事者

参加人数： 10名（身体障害4名、精神障害3名、知的障害2名、難病1名）

※ 障害当事者部会からの参加人数は10名

合計 20名

(1) 「障害当事者部会とは」 （説明：川渕委員）

(2) 交流会テーマ

「堺のまちは暮らしやすいですか？～私らしく生きるための課題と希望～」

① 生活していて困っていること

交通機関

- ・駅の設備や対応(エレベーターがない、ホームと電車の隙間、券売機前のスロープやホームの傾き、駅員の対応によって自分が予定している電車に乗れない、乗り換え時、鉄道会社間のアクセスや道がわかりにくい等)
- ・堺は、バス1台に対し車いす1台しか乗れない。バス停に行き既に車いすの人が待っていた場合、車いすをたたみ、通常の席に座らないといけないので、かなりの時間を要する。大阪市には、車いすが2台乗れるバスが多くある。
- ・駅員が常駐していない駅があるので困る。
- ・タクシー券を出すと嫌がられる。
- ・大阪市内には行きやすいが、東西の移動手段が少ない。
- ・駐車場の車いす利用者ゾーンにポールが立っている。一旦車外に出てポールをどけるのは負担が大きい。
- ・無人駅は各駅で増えてきている。無人化になると、インターホン対応となり、聴覚障害者の人が困る。
- ・関西のバスは後ろから、関東のバスは前から乗車する。ルールの統一が必要。
- ・駅によっては、点字ブロックがないところがある。
- ・高架駅になってエレベーターが設置され、便利になったが、駅員が減って車いす乗降の連絡が不便になった。

サービス

- ・車いすで、コンビニ等の手動扉（観音扉）が開けられない。
- ・ヘルパー同行でスーパーに行くと、店員が自分ではなく店員へ対応する。

医療機関

- ・診察時、医師が私の顔を見ず、パソコンを見たまま対応される。
- ・障害のある人を見てくれる内科の医師が少ない。
- ・精神科では、何かを訴えるとすぐに薬が増えてしまう。
- ・診療時間が短く、医師に自分の思いが届かない。

地域との関係

- ・近隣に高齢者が多く、災害時に助けてもらおうと思っても難しい。
- ・地域とは挨拶程度の付き合いで、災害時は助け合えるのか心配。

② あつたらいいと思うこと

交通関係

- ・健康福祉プラザの送迎バス
- ・東西の移動が便利になる交通機関

サービス

- ・当事者同士のカップリングを支援する事業所。しかも、結婚、夫婦生活、出産、子育て、老後などの支援もしてくれるような事業所
- ・24時間のコールセンター。障害、高齢、子ども共用の駆け込み寺の役割。
- ・すべてのお店のバリアフリー化、合理的配慮が行き渡って欲しい。
- ・行動障害など対応が困難な人にも対応できる事業所。
- ・災害時や困ったときに相談できる人が欲しい。
- ・てんかん発作があるため、街中に休憩できるベンチやトイレが欲しい。
- ・行政の、補装具など各手続きを郵送で対応できるようにして欲しい。
- ・災害の時、障害に合わせた方法でお知らせが欲しい。
- ・バリアのない公共施設を作ってほしい。

③ 堺市のいいところ

- ・福祉サービス、電車などの交通の便、生涯学習講座などが充実している。
- ・当事者部会があり、長い歴史がある。
- ・堺の文化・歴史がすごい。堺で生まれ育っているので誇らしい。
- ・このような、当事者の交流会の場を設けているところ。しかし、来たい人は沢山いるはずなので、開催の方法はもう少し検討して欲しい。

【アンケート集計結果】

交流会はどうでしたか？

- | | | |
|--------------------|--------------|-----|
| 1、 よかった | ・・・・・・・・・・・・ | 6 名 |
| 2、 どちらかといえば、よかった | ・・・・・・ | 2 名 |
| 3、 どちらかといえば、よくなかった | ・・・・ | 0 名 |
| 4、 よくなかった | ・・・・・・・・ | 0 名 |

感想・次回話したいテーマ

- ・ヘルパー不足は、生死に関わる事なので改善をお願いしたい。
- ・電車の優先座席や駐車場の優先区画など、「風習」「教育」を浸透させる。
- ・当事者同士で様々な意見を聞いて良かった。
- ・交流会を年に一回だけではなく、毎月開催して欲しい。
- ・年に一回の交流会では、学校や仕事で行けない人もいる、二回は開催して欲しい。
- ・環境について興味があるので環境をテーマにお話したい。

堺市障害者自立支援協議会 強度行動障害支援ワーキングチーム 令和元年度まとめ

1. ワーキングチーム発足の流れ

親なき後の障害者の暮らしの場の確保が、全国的に課題となっている。当市においても、暮らしの場が確保されずにショートステイをつないで生活している方（いわゆる「ロングショート」の方）が一定数あり、その多くが強度行動障害のある方であるという状況が以前より課題としてあがっている。堺市として、継続的に支援を行う体制づくりを整備していくために、どのような方策が考えられるか、障害者自立支援協議会内にワーキングチームを設置し検討を行うことになった。

2. 強度行動障害支援ワーキングチーム構成員（令和2年1月29日時点）

林副会長【座長】、御田委員、池田氏（パル・茅渟の里）、田中氏（こころの窓）、住田氏（南区地域福祉課）、佐門氏（北区地域福祉課）、河瀬氏、川野氏（障害者更生相談所）、青淵氏（障害者支援課）、事務局（林・足立・和田・木村）、事務局補助（濱・福井）

3. 今年度の開催

第1回	8月 1日（木）	： 強度行動障害のある人への支援の現状について
第2回	10月 8日（火）	： 具体的な支援方策の検討について
第3回	12月 10日（火）	： 対象者の整理・他自治体の取組み共有
第4回	1月 29日（水）	： モデル事業の検討・ワーキングのまとめ

4. 意見交換の要旨

第1回 強度行動障害のある人への支援の現状について

1) 事務局より現在の支援体制について説明

- ・強度行動障害に関する施策として、①短期入所事業所運営補助事業、②障害者福祉施設整備費補助、③重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助の実施により、強度行動障害のある方の受け入れ支援を図っている。
- ・府の行動障害支援者養成研修や行動援護従事者養成研修の修了を事業所の加算要件としている。

2) 各関係機関より現在の支援と課題について共有

【共有された課題】

（区役所から）

- ・強度行動障害に対応できる受け入れ先が見つからない。
- ・専門的にアセスメントを取れる環境が不足している。

（施設から）

- ・入所希望があっても他の入所者とのマッチングが困難である。
- ・個別支援を可能とする環境が整備できていない。

【意見交換から出たキーワード】

- ・チーム支援、専門職派遣
- ・施設職員の気づき、ノウハウの蓄積
- ・住環境の整備、改修の補助

⇒共有した課題やキーワードに対し、どんな方策案が考えられるか、第2回より意見交換を行う。

第2回 具体的な支援方策の検討について

- 1) 前回共有された課題やキーワードをもとに、具体的な支援方策について意見交換を行った。
 - ・府の行動障害支援者養成研修は参加率が高いが、指定事業者が行っている行動援護従事者養成研修は少し余裕があるかもしれない。
 - ・施設職員が行動障害の基礎的な部分を学ぶ場が必要。
 - ・環境調整がすべてで、いかにその環境の刺激を取り除き、どの刺激を足していくか、調整が必要。
 - ・施設職員もひとつの「環境」あることに気付かないといけない。
 - ・方策案を考えていく中で、今一度、対象者がどれくらいいるのか把握する必要がある。想定していた80人ではなく、もっといるのではないか。

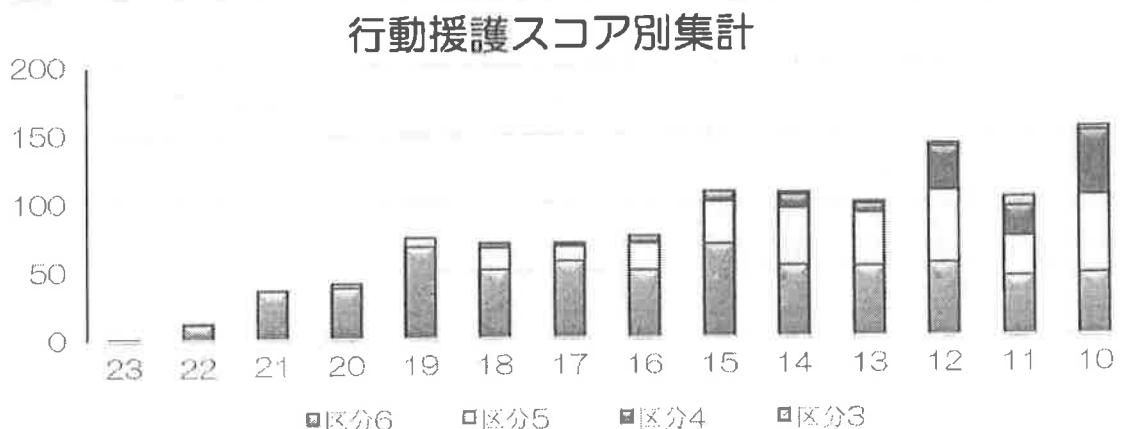
【第2回までの方策案検討事項】

- ・事業所へのアプローチ（府研修等への参加促進）
- ・行動障害の特性を理解する基礎研修の場の提供
- ・個別支援を可能にする環境整備
- ・施設改修等の助成の幅を広げる施策
- ・困難ケースを抱える現場への専門家派遣、派遣後のフォロー
- ・実践を土台に各支援者が一緒に支援の方向性を考える場の構築

⇒市内の対象者を整理は、障害支援区分調査における「行動関連項目」のスコア10点以上を算出する。また、強度行動障害支援の先進的な取り組み事例を行っている自治体へ聞き取りを行う。

第3回 対象者の整理・他自治体の取り組み共有

1) 対象者の整理



- ・行動援スコアが10点以上は、市内で1,087人いることがわかり、その中でも「区分6」の方が631人と半数以上を占めている。ワーキング設置当初に推計していた対象者は、市内療育手帳交付者（約8,000人）の1%程度である80人であったため、スコア10点以上の1,087人全てに、自傷・他害・その他著しい不穏な行動があるとは考えにくいが、推計数以上に支援が必要な方が存在していることがわかった。

2) 他自治体の取組み共有

- ・強度行動障害のある方への支援を先進的に実施している自治体への聞き取りを実施し、ワーキング内で共有した。

大阪市発達障害者支援センター

①地域サポートコーチ事業

⇒センター配置した5名の専門職による事業所職員への研修・支援計画への助言。

②成人期支援者スキルアップ事業

⇒成人期の発達障害者の支援において、課題を抱えている事業所への「自閉症eサービス」を利用したコンサルタント派遣。

愛知県岡崎市障がい福祉課

①強度行動障がい者支援事業給付

⇒生活介護と施設入所支援の事業所に対し、強度行動障害のある方へサービスを提供した際に、介護給付費とは別に助成給付費を支給。

愛知県名古屋市障害者支援課

①強度行動障害者専門支援員派遣事業

⇒対応困難ケースを抱えた事業所に対し、行動障害の軽減と事業所職員の知識・技術の向上を目的に支援員を派遣。

福岡県福岡市障がい者施設支援課

①強度行動障がい者集中支援事業

⇒行動面に支援が必要な対象者へ、行動面の課題軽減を目的に一定期間の集中支援を実施。

②移行型グループホーム事業

⇒集中支援事業後に、課題の更なる軽減と地域のグループホームへの移行を図る。

【第3回までの具体的な方策についての主な意見】

- ①事業所職員の府支援者養成研修等の受講による行動障害の理解、支援力の向上。
- ②個別に合わせた環境整備や改修助成の拡大。
- ③困難事例へ、行政・基幹・事業所が連携した「支援チーム」による支援。
専門家派遣による支援チームとの連携。

⇒この中のひとつを具体的に考えていくこととし、③について、各機関がチームを構成し、1つの困難事例への支援を行っていくための「モデル事業」を検討していくことになった。

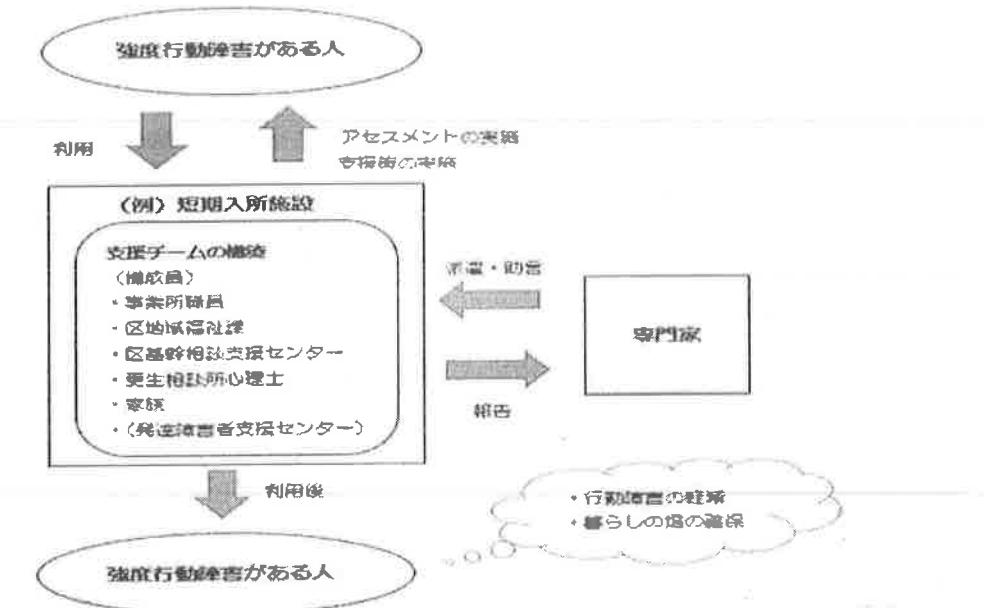
第4回 モデル事業の検討・ワーキングのまとめ

1) 堺市行動障害支援モデル事業について（事務局より素案を提示）

(内容)

- ・強度行動障害のある方に対し、一定期間集中的にチーム支援を行い、専門的なアセスメント及び行動面の課題軽減を図る。
- ・事業所職員はチームの一員として、処遇困難な強度行動障害のある方への支援方策を検討し、実践することで、対象者の課題軽減と併せ、事業所職員の支援技術の向上を図る。
- ・支援チームへ、定期的な専門家派遣を行い、支援策への助言を行う。

(イメージ)



(意見)

- ・事業化するにあたっては、ロングショートを利用している行動障害の方を地域で見ていく中での支援と、学齢期に集中的な支援をすることによって、行動障害になる部分を未然に防ぐ部分がある為、もう少し整備が必要ではないか。
⇒ここでは、既に行動障害の症状がでている大人を対象にしたい。
- ・心理士の立場としては、行動観察がベースになるので、施設側と一緒に行動観察を行い、環境の変化にどう変化していくかを複数回確認していくことが必要。
- ・専門家の意見と支援者の意見を共有できる場があれば、本人にとって有効なアセスメントになる。
- ・短期入所施設では、利用 30 日以降は単価が下がり、職員の疲弊もあるので、難しいところがある。
- ・本人の状況に応じ、短期入所や在宅、日中活動の場など様々な場所で支援チームが機能していくことが望ましい。
- ・アセスメントをするために、住まいの場を変えることになるため、既にロングショートになっている人を対象にした方がよいのではないか。

⇒ワーキングの意見を踏まえ、今後さらに検討が必要であることを共有した。

5 今後について（ワーキングより発信したいこと）

ワーキング立ち上げ時は、ロングショート利用者の中に強度行動障害のある方が多数いるという現状を踏まえ、成人期に絞った支援の方策について意見交換を行ってきた。意見交換のなかで、適切にアセスメントがとれる環境整備や個々に合わせた住環境の整備など、『環境調整』が行動障害の方の支援に必要不可欠であることを共有することができた。また、行動障害の症状を重度化させないためには、児童からの一貫した支援が必要であるという意見が出ており、児童分野との連携についても、別途考察する必要がある。

第4回目にて、モデル事業案について意見交換を行ったが、受け入れ施設に掛かる負担や支援チームの構成、対象者選定等の課題となる意見が出された。事業実施に向けて、引き続きワーキングにて検討が必要である。

堺市障害者自立支援協議会 相談支援ワーキングチーム
令和元年度まとめ

1. 昨年度からのワーキングチームの流れ

相談支援ワーキングチームでは、昨年度に引き続き、令和2年度から見直しが予定されている相談支援従事者研修への対応を継続して検討すること、また、計画相談・障害児相談の推進について方策を検討することになった。

2. 実施内容

- 第1回** 令和元年 7月30日（火）計画相談・障害児相談の推進について現状共有。
- 第2回** 令和元年 9月18日（水）他市の状況共有。推進していくための方策について意見交換。
- 第3回** 令和元年12月 4日（水）推進していくための具体的な方策について意見交換。
- 第4回** 令和2年 2月 6日（木）相談支援従事者研修制度の見直しについて意見交換。

3. 構成員について

参加者：増田氏（オブザーバー：生活リハビリテーションセンター）萩原氏（総合相談情報センター）

数見氏（しらさき・ネスト）駒氏（しんじょうれん）桃井氏（フィットウェル）

高田氏（相談支援室もず）武井氏（堺区基幹相談支援センター）

鷹野氏（子ども家庭課）宮下氏（堺区役所地域福祉課）光神氏（西区役所地域福祉課）

※地域福祉課2名は第3回までの参加

事務局：足立・木田・和田（障害施策推進課） 事務局補助：濱（総合相談情報センター）

4. 意見交換の要旨

第1回 計画相談・障害児相談の推進について現状共有

1) 計画相談支援・障害児相談支援の計画達成の進捗について

・第5期障害福祉計画では、令和2年度に障害福祉サービス支給決定者の概ね75%が事業所による計画相談支援を利用している状況を目指している。実績の推移は別添資料のとおり。令和元年6月時点で障害福祉サービス受給者9,110人に対して、58.4%の方が事業所による計画を作成している。本人・家族または支援者が作成するセルフプランで支給決定している方は3,791人であり、障害種別は身体15.7%、知的37.6%、精神45.7%、難病0.9%，

手帳無し（児）0.1%。また、障害児通所支援受給者2,474人に対して、48.8%の児童が計画作成している。セルフプランで支給決定している児童は1,267人であり、障害種別は身体7.9%、知的46.0%、精神6.8%、難病0.1%、手帳なし39.2%。障害福祉サービス受給者数が年々増加する中、セルフプラン数は一定数で推移しており、計画作成数は徐々に増えている。知的障害のある障害児のセルフプランが46.0%と割合が高いことから、保護者や支援者がセルフプランを作成し、大人になっても計画相談につながっていない方が多いのではないかと考えられる。今年度は、知的障害の方のセルフプランからの移行に着目して意見交換する。

2) 相談支援事業所数、相談支援専門員数について現状共有（令和元年7月1日現在）

・指定特定相談支援事業所数は、117事業所。相談支援専門員210名

指定障害児相談支援事業所数は64事業所。相談支援専門員122名

少しずつ増加している。障害児相談支援事業所の指定をとっている事業所が約半数である。

・大阪府相談支援従事者初任者研修受講者は、減少傾向。（平成30年度は修了者75名）

3) 現在の取り組みについて共有

【推進課】・介護事業所、障害福祉サービス事業所への新規開設勧奨

- ・新規指定事業所への研修
- ・相談支援手引書の発行（R1年7月に第2版発行）

【子ども家庭課】・あい・さかいサポート研修、事業所研修（障害児事業所向け）

【基幹相談支援センター】

- ・新任相談員向け連続勉強会の実施
⇒1人職場の相談員に対して業務上困ることなど先輩相談支援専門員の協力のもとアドバイスできる体制をとっている。
- ・事業所選定会議を試行実施
⇒基幹相談支援センターが支援しているセルフプランの方を計画相談につなぐ

4) それぞれの立場の現状や、どんな方策が考えられるか意見交換

- ・8050問題になるもっと前に対応できるように、中高校生の段階で何らかの関わりが必要ではないか。
- ・気付きの段階を作っていく必要がある。意識を変えていく仕組みが作れたら。
- ・つなぎ先の問題 ・最初の窓口での対応 ・受け手の少なさ ・親への情報提供
- ・堺市は質の高さはあるが、1事業所当たりの担当数が少ない ・必要な方に計画がつくことが必要
- ・児童のライフステージごとの課題の理解を相談支援がつけていく ・法人内でつないでいく
- ・放課後デイだけなら役割がないが、家族を支えていくための相談支援は必要
- ・児童メインに支援している事業所が分かれれば ・事業所一覧が生きた情報になっていない
- ・相談員の拡充の課題

第2回 他政令市の現状共有と方策についての意見交換

1) 他政令市の計画達成率とモニタリング設定期間について現状共有（別添資料）

・計画達成率75%以上の政令市のモニタリング設定期間に着目すると、6か月モニタリングが多く、堺市は毎月と3か月モニタリングで60%（障害児相談支援は45%）を占めており、丁寧な支援ができていると考えられる。

⇒達成率を上げる為の取り組みや、モニタリング設定期間が6か月・12か月が多い要因、課題等をヒアリングし、第3回ワーキングにて報告。

⇒75%という達成率だけにとらわれるのではなく、堺にあった相談支援体制を構築していく、深めていくということを確認した。

2) どんな方策が考えられるか意見交換

【計画相談支援が付くタイミング】

- ・児から者になるタイミングで計画がつく仕組みが考えられないか。
- ・学校の先生が計画相談についてどれだけ情報をもっているか、知らない人も多い。支援学校への働きかけ。
- ・18歳の高校卒業をタイミングとするなら、進路相談時などで母に伝えていく、学校と協力する。
- ・支援学校卒業時に渡される、教育支援計画が計画相談事業所の手元にも届くような仕組み。
- ・計画相談の魅力の部分を伝えていく。
- ・児童メインで受けている事業所から、者の事業所へのスムーズな移行。
- ・計画相談事業所を探しているケースを挙げて、事業所が名乗り出る仕組みなど。
- ・サービスの整理、事業所との調整など、計画相談が入った方がいいということが分かれば事業所もつきやすい。

【わかりやすい事業所情報】

- ・事業所の空き状況が分かれば、窓口で案内しやすい。
- ・事業所一覧に、何かしらのインセンティブを付けられないか。

【事業所のバックアップ、育成等】

- ・児童の小さい時に支援できる事業所を増やしていくための検討も必要。新任相談員向け勉強会で、児童の支援についても必要。継続した研修。
- ・児童のケースで困った時に相談できるところ。
- ・一人事業所の相談先。
- ・計画相談事業所の事務作業の簡略化（手引書など）

第3回 他政令市へのヒアリング共有と今後の取組みについて意見交換

1) 計画相談達成率75%以上の政令市へのヒアリング結果共有

- ・利用者自身で事業所を見つからない場合は、基幹Cや委託事業所に引継ぎ、事業所へつないでもらう。すぐに見つからない場合は、一旦基幹Cや委託事業所が計画作成するという市が多い。
- ・一人事業所や兼務の相談員が多く、人員に余裕がないため、モニタリングを毎月や3か月に設定できない。
- ・国の標準期間以外の設定が厳しい。⇒堺市は柔軟に対応している。
- ・相談員一人あたりの担当件数を増やした結果、モニタリング期間が6か月、12か月が多くなっていると考えられる。頻回なモニタリングが必要な利用者に、十分な支援が行き届いていないのではないかという懸念があり、相談員が不足しているという点では同じ課題を抱えていることが分かった。

2) 今後の取組みについて事務局で作成した案について意見交換

■知的障害の方が児から者になるタイミングで計画相談をつけていく（仕組み）

- ・セルフプランで新規申請する方に、計画相談について丁寧に説明し、相談支援事業所の紹介を希望する方は、事業所につなぐために同意書をとる。（仮称）選定会議にて事業所へつなぐ。

（意見）アセスメントはどこまでとるか、同意書にどこまで掲載するか、選定会議にどこまでの情報を出すか、選定会議でもつながらなかった場合はどうするか等の検討が必要。3月に集中するのではないか。3月の支給決定であれば、相談支援の立場から12月頃から少しずつ関わりを持てる状況がつくれたらよい。

■わかりやすい事業所情報の提供

- ・相談支援事業所の一覧があるが、どこに問い合わせたらいいか分からないという声があるため、何らかのインセンティブをつけられないか。

例）支援体制加算（精神、行動障害、要医療）を取得している事業所を見るようにする。
新規立ち上げ、相談員の増員などが分かるようにする。

情報公表検索システムについての案内。（各事業所がメンテナンスする事業所情報）

（意見）空き情報があればという話があるが、あと何ケース持てるかという出し方は難しい。いっぱいだから受けられないということでもない。この方だったら受けられる、誰（支援者）とチームを組むなら受けられるという事も現実的にはある。障害福祉サービス事業所が安易にセルフプランを促すことにならない意識づけも大切。利用者や家族にとって、判断材料となる情報を盛り込み、分かりやすくしていくことは大事。加算や体制より、どのような方をメインにしているかという方が分かりやすいのではないか。

■相談支援事業所・相談員の拡充について

- ・初任者研修受講案内（相談支援事業所・障害福祉サービス事業所・ケアマネ事業所宛て）に、堺市の相談支援の現状や報酬関係等の内容を盛り込み、より丁寧に行う。

- ・集団指導や実地指導の際に増員や立ち上げの勧奨をする。
 - ・者のみの新規立ち上げがあった際に、児童の立ち上げの勧奨をする。
 - ・計画相談にかかる研修の実施や研修情報の発信
 - ・新任相談員のための連続勉強会において、障害児支援に特化した回を設ける。
- (意見) 事業所や相談員の拡充については、相談員だけでなく法人の代表者にお願いする。特定事業所加算Ⅳは24時間体制ではないため、とりやすい。相談員が減ると加算がとりづらくなる。新任相談員のための連続勉強会に参加して頂き、最後に新規ケースを持ってもらうなども検討したい。

第4回 相談支援従事者研修制度の見直しについて意見交換

令和2年度より相談支援従事者研修制度が見直され、実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、カリキュラムの内容を現行より充実させる改定が行われる。初任者研修、現任研修のカリキュラムの中で講義・演習の間にインターバル期間が設けられ、受講者が支援を行う地域に戻り、実践するためのバックアップ体制が必要。

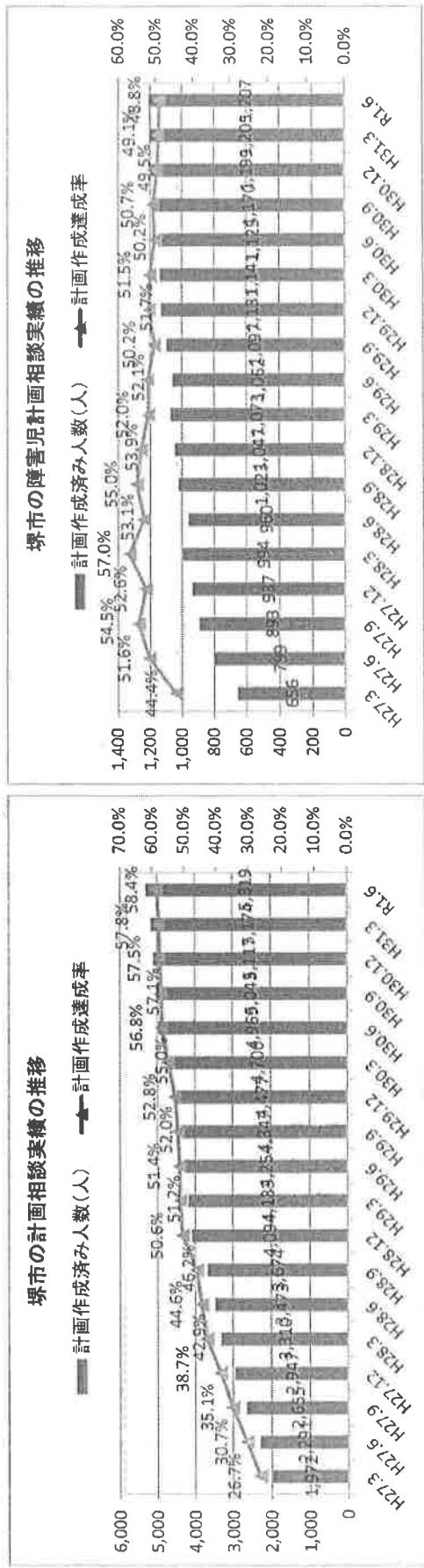
- 1) 大阪府相談支援従事者初任者研修について、大阪府のワーキングで検討された内容を共有。
初任者研修カリキュラムのインターバルにおいて、堺市が体制を整えておく必要があること
 - ①受講者が地域アセスメントシートを作成する際に問い合わせ先となる関係機関と、提供する情報の整理
 - ②相談受付表、アセスメントシート等を作成するにあたり面談に協力してくれる当事者(以下、「協力者」)を見つけられない受講者への対応
- (意見)
- ①について
 - ・受講者が相談支援専門員として従事する際、実際に現場で連携する関係機関を知り、つながることが目的であるため、必要な情報については堺市で準備し、主な連携先となる区役所や区基幹相談支援センターで情報提供するのがよいのではないか。
 - ②について
 - ・初任者研修を受講申し込みする方は、現に相談支援又は直接支援に従事している方であり、所属の法人の推薦が必要であるため、ほとんどの方が協力者を見つけるのではないか。
 - ・近年、介護分野から障害分野に参入する事業所が増加しているので、協力者を見つける受講者もいるのではないか。
 - ・一旦堺市が連絡を受けて状況を確認し、どうしても見つけることができない場合は基幹相談支援センターが協力して頂ける方につなぐという体制がとれないか。

5. まとめと今後について

第1回～第3回で話し合われた計画相談・障害児相談の推進については、現在の丁寧な支援を継続しながら、推進していく必要があり、まずは知的障害のある方の、児から者になるタイミングで計画相談につながる仕組みを構築していく。事業所・相談員の拡充については出された意見の中から、できるところから実践していく。第4回で話し合われた相談支援従事者研修制度の見直しにかかる具体的な内容について、現時点で大阪府より示されていない。3月に大阪府より府下市町村へ具体的な内容が示される予定であるため、それを受けたて年度引き続き検討する必要があると考える。

堺市の計画相談・障害児計画相談実績の推移													(セルフ内訳)					
	H27.3	H27.6	H27.9	H27.12	H28.3	H28.6	H28.9	H28.12	H29.3	H29.6	H29.9	H29.12	H30.3	H30.6	H30.9	H30.12	H31.3	R1.6
障害福祉サービス等受給者数	7,392	7,464	7,567	7,614	7,710	7,785	7,960	8,097	8,164	8,270	8,355	8,482	8,551	8,746	8,827	8,892	8,958	9,110
計画作成済み人數(人)	1,972	2,291	2,655	2,947	3,310	3,473	3,674	4,094	4,183	4,254	4,347	4,477	4,706	4,969	5,043	5,117	5,174	5,319
(うちケアプランによる)	(40)	(103)	(130)	(258)	(249)	(230)	(470)	(487)	(465)	(405)	(406)	(557)	(680)	(656)	(664)	(667)	(764)	
セルフ作成数																		
計画作成達成率	26.7%	30.7%	35.1%	38.7%	42.9%	44.6%	46.2%	50.6%	51.2%	51.4%	52.0%	52.8%	55.0%	56.8%	57.1%	57.5%	57.8%	58.4%
障害児通所支援受給者数	1,478	1,547	1,638	1,780	1,744	1,808	1,859	1,944	2,064	2,039	2,184	2,187	2,217	2,240	2,309	2,424	2,452	2,474
計画作成済み人數(人)	656	799	893	937	994	960	1,023	1,047	1,073	1,062	1,097	1,131	1,141	1,125	1,170	1,199	1,205	1,207
セルフ作成数																		
計画作成達成率	44.4%	51.6%	54.5%	52.6%	57.0%	53.1%	55.0%	53.9%	52.0%	52.1%	50.2%	51.7%	50.2%	50.7%	49.5%	49.1%	48.8%	

※各月末の数値(障害者のH29.12及びH30.3は1日付)
 ※計画作成済みの中に、ケアプランにより支給決定を行った人数を含む
 ※H31.3末の障害者数値はR31.2末の障害者数値(R31.5末の数値)



2. 指定相談支援事業所の指定状況(令和元年7月1日現在)

*指定特定相談支援事業者数 117か所 【相談支援専門員 211名(H31.4.1現在)】

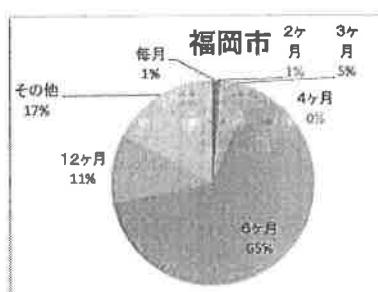
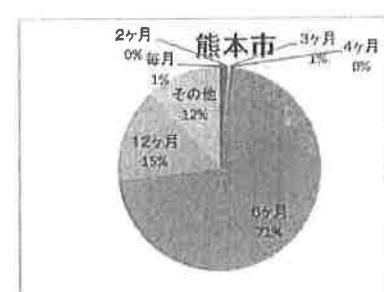
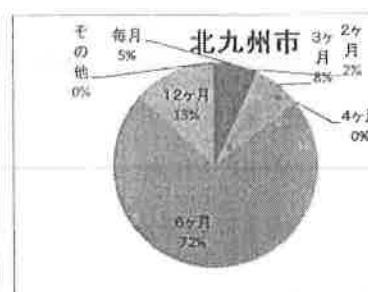
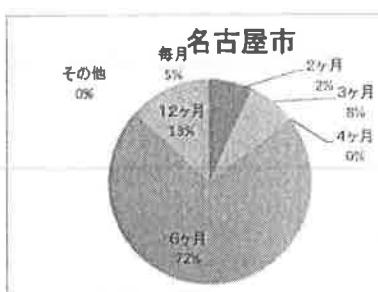
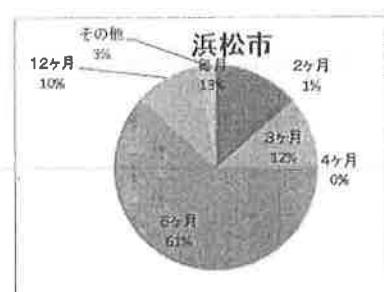
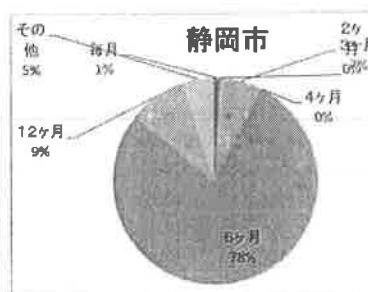
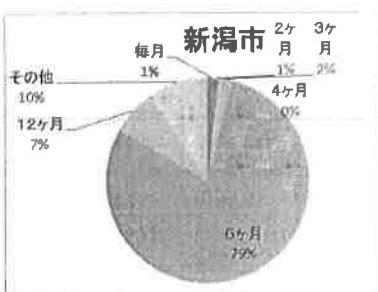
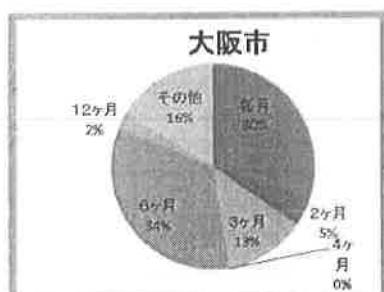
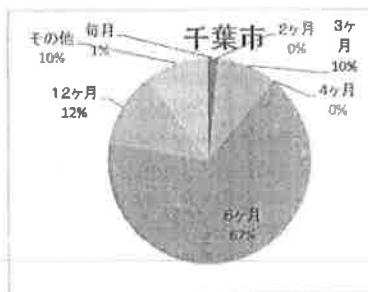
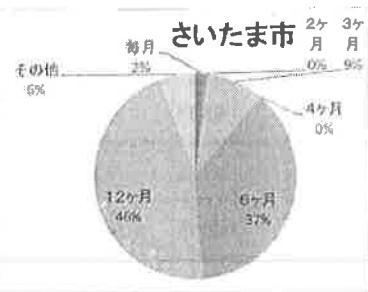
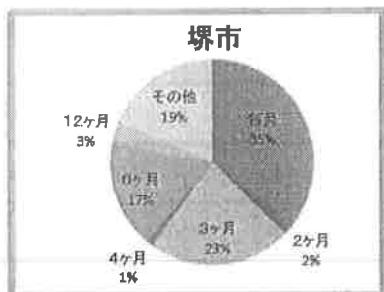
*指定障害児相談支援事業者数 64か所 【相談支援専門員 122名(H31.4.1現在)】

【障害者】平成31年3月までの計画相談実績(政令指定都市)

No.	市町村名	障害者総合支援法分				計画作成済み人數 (セルフプランを除く)	障害者総合支援法分 モニタリング設定期間						
		障害福祉サービス等受給者數 a (※1)	計画作成済み人數 b (※2)	bのうちセルフプラン c	達成率 (b-c)/a (%)		毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その他
	合計	224,835	223,514	80,230	63.7%								
1	大阪府 堺市	8,958	8,958	3,784	57.8%	5,174	1,805	121	1,180	51	880	175	962
2	北海道 札幌市	23,375	22,899	14,698	35.1%	8,201	341	0	59	0	6,429	1,372	0
3	宮城県 仙台市	7,844	7,683	3,172	57.5%	4,511	135	20	200	0	2,303	34	1819
4	埼玉県 さいたま市	7,396	6,929	726	83.9%	6,203	116	5	576	3	2,323	2,828	352
5	千葉県 千葉市	6,040	6,040	771	87.2%	5,269	60	23	502	8	3,510	625	541
6	神奈川県 横浜市	22,702	22,702	13,160	42.0%	9,542	705	387	4,480	173	1,940	431	1426
7	神奈川県 川崎市	7,267	7,121	3,377	51.5%	3,744					3,169		575
8	神奈川県 相模原市	5,346	5,344	1,712	67.9%	3,632	191	119	150	118	2,538	309	207
9	新潟県 新潟市	5,692	5,692	58	99.0%	5,634	77	29	127	1	4,460	404	536
10	静岡県 静岡市	4,780	4,780	327	93.2%	4,453	37	4	294	0	3,492	404	222
11	静岡県 浜松市	4,927	4,927	8	99.8%	4,919	610	65	572	7	3,018	504	143
12	愛知県 名古屋市	19,995	19,951	4,253	78.5%	15,698	1,345	47	1,550	2	8,489	819	3446
13	京都府 京都市	12,127	12,102	3,962	67.1%	8,140	616	0	1,505	0	3,144	1,673	1202
14	大阪府 大阪市	30,456	30,456	13,700	55.0%	16,756	5,011	787	2,172	0	5,649	411	2726
15	兵庫県 神戸市	13,395	13,395	7,690	42.6%	5,705	324	69	572	76	2,972	867	825
16	岡山県 岡山市	6,188	6,188	2,611	57.8%	3,577	82	27	287	14	2,708	459	0
17	広島県 広島市	8,843	8,843	4,331	51.0%	4,512	125	20	201	5	3,559	602	0
18	福岡県 北九州市	9,613	9,613	1,219	87.3%	8,394	446	132	647	1	6,071	1,097	0
19	福岡県 福岡市	13,703	13,703	654	95.2%	13,049	68	101	678	0	8,522	1,425	2255
	熊本県 熊本市	6,188	6,188	17	99.7%	6,171	62	19	33	19	4,391	917	730

網掛けは、計画達成率75%以上の政令市

【障害者】平成31年3月までのモニタリング設定期間(政令指定都市)

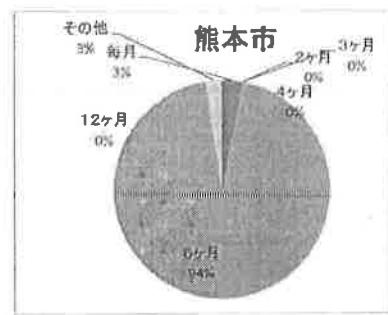
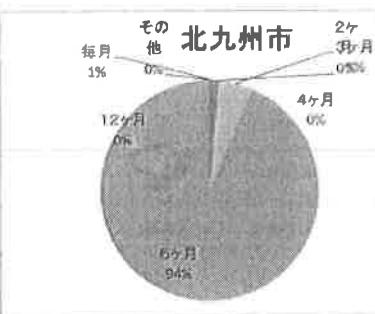
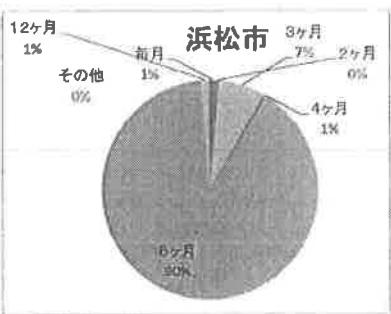
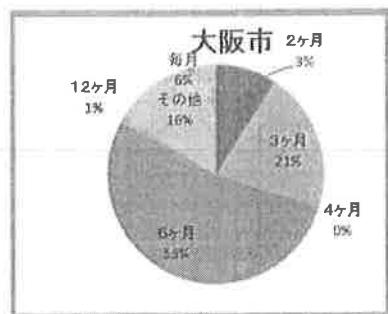
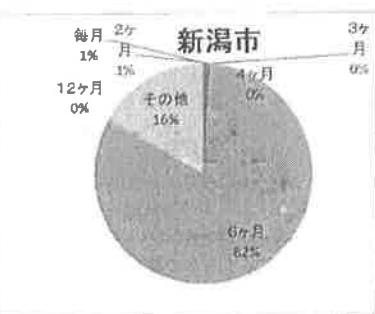
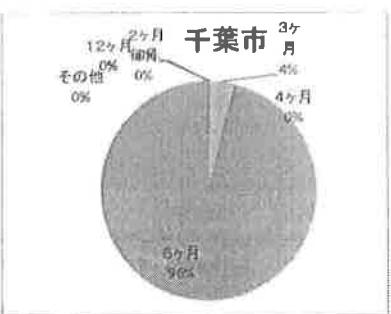
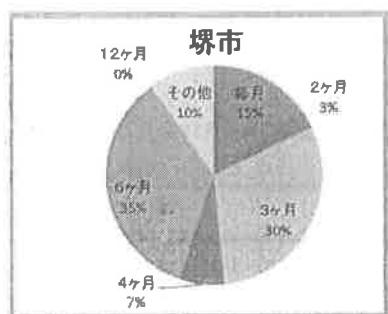


【障害児】平成31年3月までの計画相談実績(政令指定都市)

No.	市町村名	児童福祉法分				計画作成済み人數 (セルフプランを除く)	児童福祉法分 モニタリング設定期間						
		障害児通所支援受給者 数 d (※3)	計画作成済み人數 e (※4)	eのうち セルフプラ ン f	達成率 (e-f)/d (%)		毎月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その 他
	合計	87,881	87,812	45,170	48.5%								
	大阪府 堺市	2,452	2,452	1,247	49.1%	1,205	182	34	368	82	418	1	120
1	北海道 札幌市	11,382	11,326	9,240	18.3%	2,086	12	0	17	0	2,057	0	0
2	宮城県 仙台市	2,386	2,380	1,774	25.4%	606	21	6	67	0	382	31	99
3	埼玉県 さいたま市	2,980	2,973	876	70.4%	2,097	10	2	67	14	1,908	96	0
4	千葉県 千葉市	2,873	2,873	174	93.9%	2,699	5	3	101	6	2,584	0	0
5	神奈川県 横浜市	9,611	9,611	6,514	32.2%	3,097	0	13	93	346	1,309	45	1291
6	神奈川県 川崎市	3,904	3,904	1,443	63.0%	2,461					2,222		239
7	神奈川県 相模原市	2,329	2,329	1,023	56.1%	1,306	108	58	51	36	935	0	118
8	新潟県 新潟市	1,550	1,550	30	98.1%	1,520	10	7	4	0	1,243	7	249
9	静岡県 静岡市	1,829	1,829	494	73.0%	1,335	1	1	14	0	1,319	0	0
10	静岡県 浜松市	3,425	3,425	1	100.0%	3,424	36	14	238	15	3,080	37	4
11	愛知県 名古屋市	5,531	5,531	2,119	61.7%	3,412	358	6	1,166	0	1,846	0	36
12	京都府 京都市	4,826	4,826	3,745	22.4%	1,081	18	0	108	0	894	61	0
13	大阪府 大阪市	9,558	9,558	4,733	50.5%	4,825	288	158	995	0	2,565	40	779
14	兵庫県 神戸市	4,694	4,694	4,085	13.0%	609	15	9	30	23	510	0	22
15	岡山県 岡山市	3,623	3,623	2,693	25.7%	930	15	1	31	2	881	0	0
16	広島県 広島市	4,584	4,584	3,638	20.6%	946	10	2	27	4	902	1	0
17	福岡県 北九州市	2,948	2,948	576	80.5%	2,372	26	10	119	0	2,217	0	0
18	福岡県 福岡市	4,236	4,236	755	82.2%	-	-	-	-	-	-	-	-
19	熊本県 熊本市	3,160	3,160	10	99.7%	3,150	99	0	0	0	2,972	0	79

網掛けは、計画達成率75%以上の政令市

【障害児】平成31年3月までのモニタリング設定期間(政令指定都市)



令和元年度 後援名義等の許可状況一覧

【資料⑤】

使用許可申請日	申請団体	代表者	種別	事業名称	実施日	内容
R1.8.1	堺市精神保健福祉セミナー実行委員会	委員長 北村 和孝	後援	第26回堺市精神保健福祉セミナー	R1.12.7	「地域で生きる～このまちで自分らしく生きよう～」というテーマで、座談会や映画上映を行い、精神障害について楽しく学べるイベントを開催
R1.9.4	せいいかつをゆたかに実行委員会	代表 干住 真理子	後援	第6回せいいかつをゆたかに障害児・者性教育セミナー	R2.1.19	「発達」と「セクシャリティ」の視点を深めつつ、障害のある人たちの性と生を考え、教育分野、障害福祉分野と家族を含めた障害児・者の生活全般における、本人理解と教育支援のあり方を考え、学びあう
R1.9.10	堺市就労移行支援事業連絡会	幹事 青木 祐也	後援	堺市就労移行支援事業連絡会 主催 就労移行フェスティバル	R1.10.27	障害がある方の一般就労の希望を尊重し、一般就労後の就労意欲維持及び向上のきつかけと就職を希望している方々の目標や意思・イメージの形成を図る
R1.12.19	堺市就労移行支援事業連絡会	幹事 大口 哲史	後援	堺市就労移行支援事業連絡会 主催合同説明会	R2.3.4	・就労移行支援事業説明 ・各事業所紹介スライドショー上映 ・各事業所パネル展示、ブース対応

令和元年度 視察等対応 実績一覧

【資料⑥】

機関名	相手方	内容	視察 傍聴	交流 講師	取材	日時	場所	視聴 者数	対応者
福島県いわき市	いわき市地域自立支援協議会 当事者部会準備会	・当事者部会委員の講師派遣依頼		○		令和元年8月31日(土) 9月1日(日)	福島県いわき市文化センター いわき市文化センター	3	・当事者部会より、丸野部会長、北村副部会長、松本委員 が派遣
奈良県奈良市	奈良市社会福祉協議会	・当事者部会の傍聴 ・当事者部会の説明	○	○	○	令和元年9月25日(水)	市総合福祉会館	2	・当事者部会内で交流会を開催
大阪市平野区	平野区地域自立支援協議会	・当事者部会の傍聴 ・当事者部会の説明	○	○	○	令和元年11月27日(水)	市総合福祉会館	5	・当事者部会内で交流会を開催

令和元年度 第1回 堺市障害者自立支援協議会 議事概要

日 時	令和元年5月24日（金） 午後1時30分～3時30分
場 所	堺市総合福祉社会館 5階 第1会議室
出席者	萩原、林、大口、柏木、松林、古賀、所、長尾、増田、羽野、藤川
(敬称略)	石戸、桐山、永井、眞鍋、福田、吉川、増田（基）、丸野、辻本 武井、佐々木、御田、椎原、北條、高尾、永吉
代理出席	阿加井【代理：花家】
欠席者	柴田、北村、田中
事務局（障害施策推進課）	足立、木村、木田、和田
事務局補助（総合相談情報センター）	濱、福井
傍 聴	0名

会長より挨拶

- ・自立支援協議会は全国的に形骸化している傾向にあるが、その中で堺市はよくやっている方だと考えている。これまで防災や就労などについて考え、継続して協議する必要もあるが、課題はまだ多くあり、新たな課題にも取り組んでいかないといけない。
- ・今回は年度初めなので各委員、課題と展望を挙げて頂き、次回2回目の開催で1年間の振り返りをしていきたい。行政や現場それぞれで課題を抱え、この場に来て頂いていると思う。それが一番取り組みたいと思っていることを話していただき、自立支援協議会で深めたいと思う。

1. 協議会全般について

I 新委員の紹介について（資料①）

- ・各委員より自己紹介

II 今年度の協議会の体制について（資料②）

○ 協議会全体について

【事務局】

- ・今年度の体制について、ワーキング以外は概ね変更なし。昨年度で防災ワーキングは終結し、今年度より相談支援、強度行動障害支援のワーキングを行う予定。
- ・昨年度に事務局と会長、副会長、区基幹相談支援センターの代表者で開催していた運営会議については、「企画運営会議」という名称に変更し、協議会全体の課題を集約し及び協議会運営を企画検討する場とする。
- ・今年度の協議会体制図について、地域の個々の支援から生まれる課題が区協議会に挙がっていく流れを分かり易くするように変更した。課題検討の流れのイメージ図では、相談支援における個別支援会議から区協議会へ課題を挙げ、区の課題や解決への取り組みの報告を企画運営会議にて整理したうえで、市協議会にて共有し、参画機関がそれぞれの部署へ情報を持ち帰り、取り組みに活用して頂く。

【会長】

- ・特に意見が無ければ、今年度はこの体制で進めていきます。

○ ワーキングについて

【事務局】

(新設：強度行動障害支援ワーキングチームについて)

- ・療育手帳所持者の概ね1%が強度行動障害の方と推計されており、堺市で療育手帳所持者は8114名、推計すると約80名の方が強度行動障害の方となる。また、ショートステイをつないで生活をされている、いわゆる「ロングショート」の方が平成30年7月時点で、14名あり、その中の多くが強度行動障害を有する方。全国的に親亡き後の問題、ロングショート、年齢超過児、グループホームを退所となり精神科病院へ入院せざるを得ない方など課題が多い中、現場では支援方法に苦慮している。国、府、市において体制整備、人材育成に取り組んでいるがまだまだ不十分であり、まずは現状を把握し、各関係機関でおのれの取り組んできた取り組みについて共有し、検討していただきたい。

【委員】

- ・更生相談所は知的障害者の方の療育手帳を通じて、相談対応や、個別で地域対応が大変な障害者の方の障害判定に関わっている。その中に強度行動障害の方がおり、その方にどういう支援をしたらいいかについて、支援の方法、支援が行える環境が必要だと思うが、こういう場所があるといいというイメージがあっても、実際はそういう場がなかなかない。そういう場があって、継続的な支援が可能になる。そういう場を作っていくか、それだけではないが、その人にあった支援の仕方を考えていく機関、密な関わりが大事かと思う。そういう事を検討する場としてワーキングができるのはいいことだと思う。

【委員】

- ・今回のワーキングで課題整理、行政がまだつかんでいない情報、現場での課題を明らかにしていくことで、今の制度でできること、出来ないことを仕分け出来ればと思う。親亡き後の問題では、親御さん達も大変心配されている。ロングショート14名と言う人数が出ているが、この方々がこれから年を重ねていくことを考えると、スピード感を意識して検討していかなければと考えている。

【委員】

- ・ここ10年の間で、重度障害者支援、行動障害者支援が課題となっている。重度障害者支援については、ベルデ堺を拠点として色々なことが進んでいる。十分ではないが進歩している。一方で、行動障害に関しては、市として、色々な施策を行っているが、十分ではない。大阪府立砂川支援センターとも情報交換をしているが、センターとも連携しながら色々なことを考えていただけたら。この話は、地域福祉課や基幹が一番実感していると思うのでワーキングで検討していただきたい。

【会長】

- ・日中活動や居住の場という環境の問題、それを支援するスタッフの方の人材育成、親亡き後という事では、契約行為ができない人々の代わりを担うソフト面の問題、と様々な問題があるが、初年度は特に課題整理、現状把握を中心に頑張ってもらいたい。

【事務局】

(拡充 相談支援ワーキングについて)

- ・平成29年度より、相談支援専門員の人材育成についてワーキングにて議論してきた。来年度より、相談支援専門員の研修カリキュラムの見直しがなされ、一部を各市町村での対応が必要であるため、その仕組みを考えることと、併せて計画相談の推進について方策を検討したい。
- ・計画相談については、平成27年度から障害サービス利用について必須になっている。サー

ビス受給者も増加しているが、計画相談の利用率は約60%にとどまっている。本人家族、支援者のセルフプランを認めているが、サービス利用の調整を本人がしなければならず、モニタリングも行われないため、内容を理解せず、安易にセルフプランになっていては不利益が生じる。セルフプランの約40%が知的障害者であり、障害児相談については50%前後の推移となっている。メンバーを拡充して検討したい。

【委員】

- ・相談支援ワーキングでは初任者研修、現任者研修が変わるので指定相談連絡会の中でどう対応していくか、相談支援専門員の質をどうやってあげていくかを検討してきた。
今年度は、障害児の計画相談がなかなか進まない状況についても検討していきたい。

2. 区協議会の本年度の取り組み及び当事者部会の活動報告について

I 区協議会（資料③）

【堺区】

- ・区内のセルフプラン、就労A型、ヘルプカードのリーフレットについて引き続き検討予定。
体制図の中の個別支援会議とは、大きくは相談支援専門員が当事者の方と行う、サービス担当者会議になると思うが、現場で相談支援専門員が感じる課題を連絡会に挙げてもらい、協議会で課題集約したい。
- ・協議会の次の月に連絡会を行い、交互に行うよう検討している。指定連絡会のすぐ後に運営会議を行い、出来るだけタイムリーに課題を挙げて行く。また専門機関や支援学校からも困りごとを出してもらい、地域課題の抽出をしていきたい。昨年度に引き続き、ヘルプカードのリーフレット作成を検討していきたい。

【中区】

- ・年間のテーマは昨年度と引き続き同じテーマ。

指定相談連絡会が部会となっており、昨年度と引き続き。昨年度と変わったところは運営会議を2ヶ月に1回に変更。運営会議の報告共有が中心であったため、2ヶ月に1回に集中することとした。

高齢機関との連携、児童の支援機関との連携を中心に。5月の指定連絡会でケアマネ連絡会との交流会をしている。今年度は事例検討を中心に定例会を進めていく予定。

【東区】

- ・去年度に引き続き、4つの部門に分かれて取り組み。防災は日中事業所の防災に取り組む。高齢機関連携については、今年度1回交流会を予定。障害理解では地域の方向けに啓発・勉強会を企画。地域のまつりにも参加し、啓発活動行っていきたい。地域課題では、今年度は重点的に。昨年度の事例検討を行ってきたが、課題を挙げるだけで解決に至っていないため、運営会議で検討し、課題解決に向けた意見交換を本会議で行いたい。本会議は回数を減らす形になっている。

【西区】

- ・テーマ、体制は去年と同じ。部会としてヘルパー交流会を持っている。指定からは3事業所参加。
指定の連絡会からは研修は参加したい内容になっているが、地域の課題について話し合う時間が少ないという意見をもらっている。社会資源やその活用についても検討する時間を取りたい。事業所交流会から事例を提供してもらい、課題についてあつたらいいなという意見を集約し、他の人も取り組みやすいものを検討。高齢者関係者会議との交流会では3年計画として防災について検討の予定。また民生委員障害福祉委員会研修会も行う。

【南区】

- ・構成メンバーは変わりなく。指定連絡会は月1回開催。代表4名に運営会議、協議会に参加してもらっている。2つのワーキングにも参加してもらい、連絡会に下ろしてもらっている。昨年度は勉強会を開催し、好評。今年度は事例検討を開催し、専門機関、事業所の交流を図りたい。事例検討についての勉強会をこころの健康センターに依頼。事例提供は8月は基幹から10月包括、2月は事業所からあげる予定。連絡会には毎年挨拶に行き、現状を確認。協議会との連動として、行政との名刺交換の機会を設けている。

【北区】

- ・偶数運営会、奇数全体会を実施。
高齢機関との共催研修、防災をテーマに研修を行う予定。
「こんなとき皆どこに相談する？」をテーマに制度説明と事例（ケアマネとの連携事例）を紹介する予定。8050問題、防災については昨年度の台風により指定から声が上がり、社協に協力してもらって企画する予定。共有するところから。昨年度から取り組んでいる、機関整理シートは1月に完成を目指す。事例を検討する際に協働してするための資料として作成する予定。指定は偶数月に開催。

【美原区】

- ・昨年度に引き続き、障害理解促進、当事者の活躍の場作り、相談支援のスキルアップ。
昨年度は2つのプロジェクトだったが、整理し、定例会で実施。
美原区は規模が小さいので、協議会のメンバーで完結せず、地域の方と協力して取り組みを進めてきたが、事例検討を通じて日中事業所、ヘルパー事業所などオープン企画で行う予定。6月は限られたメンバーだけで事例検討を行い、個人情報の取り扱いなど確認をし、8月からオープンにしていきたい。
昨年度末に紹介した機関誌も地域から好評なので、引き続き続けていきたい。

【委員】

- ・体制図にある個別支援会議からの課題抽出を意識して取り組みをしている。
美原区からもあったが、いろんなところからの知恵を出し合って事例検討をしていくという話があったが、事例検討だけではなく、新たな取り組み、方針を出して支援していくということに繋げてもらいたい。次の機会でその後の取り組みがどうだったかということも検討してほしい。

【委員】

- ・当事者部会との関わりを強化することも意識して進めてほしい。繋がる部分では積極的に話を聞いたり、交流したりなど。

II 障害当事者部会（資料④）

- ・担当委員より平成30年度の活動内容まとめについて報告

【委員】

- ・オブザーバーから参加していた時から話をしていたが、中途障害の方に当事者部会の取り組みを知ってもらいたい。皆さんの活動や話をしていることをより多くの当事者の方に知ってもらうようなことを一緒に考えていけたら。

【委員】

- ・交流会の参加が少ないと言った課題もあったが、交流会を知ってもらって参加してもらえたと思う。各の中でも広げてもらいたい。各課からも報告があるかと思うが、当事者部会や各区協議会の中身に触れてもらいたいと思う。

3. その他

I 情報交換（行政からの報告）

- 各委員より課の取組みについて報告を実施した。

【会長】

- 地域包括ケアシステムが各行政単位、関係機関を超えてネットワークを作っていくというのが課題。それぞれが認識を持って取り組んで頂ければ、また基幹は行政と市民を繋ぐ意識をもっていただきたい。

II 事務局より事務連絡

【事務局】

- 資料⑤は今年度の協議会の年間スケジュールです。
- その他、資料⑥から資料⑨は昨年度の後援名義、視察対応、ホームページの状況等になりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

次回開催

- 令和2年2月14日（金）13時30分～ 堺市役所 本館地下1階 多目的室

健康福祉プラザ管理運営事業 ～本市の印刷広報物を音声化し、誰もが情報を得やすい社会に～

現在、国において視覚障害者等の読書環境に関する法整備をすすめている中、堺市では、視覚障害者等が市からの情報を得やすい環境を整えるため、堺市立健康福祉プラザ視覚・聴覚障害者センター（点字図書館）において、市が発行するチラシ等印刷広報物をテキスト化・音声化し提供する事業を実施します。

1. 事業概要

堺市立健康福祉プラザ視覚・聴覚障害者センター（点字図書館）において、視覚障害者等が市からの情報を得やすい環境を整えるために、市が発行するチラシ等印刷広報物をテキスト化・音声化し提供する事業を実施いたします。

2. 令和2年度当初予算額	489,190千円
拡充	(2,400千円)

担当課 健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課

直 通 072-228-7818

F A X 072-228-8918

本市が作成するチラシ等印刷広報物を音声化（健康福祉プラザ管理運営事業）

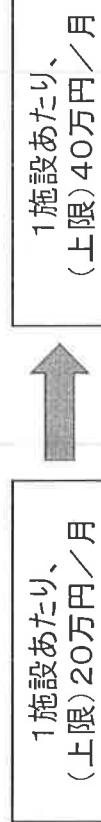
（事業実施の背景）

- 視覚障害者等の読書環境（点字図書・音声図書）に関する法整備

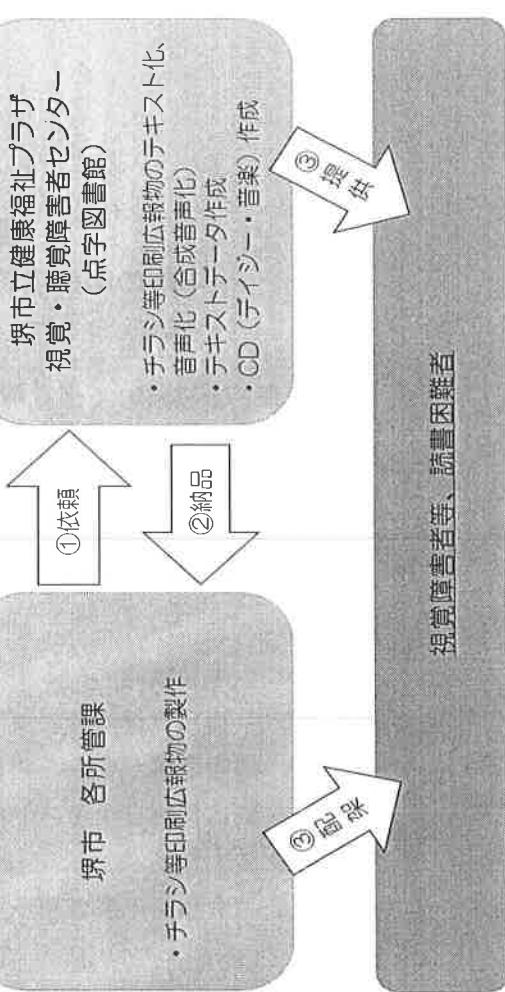
- ・マラケシュ条約…視覚障害者等が利用しやすい様式の複製物を、国境を越えて交換することを可能とする。
- ・読書パリアフリー法…視覚障害者等の読書に必要な点字の図書やパソコンで音声を再生する電子データ等の普及
- ・著作権法の改正…著作物の複製に係る権利制限受益者の拡大

- 視覚障害者等の読書環境（点字図書・音声図書）の整備にかかる国庫補助金の増額

（身体障害者保護費・点字図書館等事務費（情報化対応特別管理費）の加算単価増額）



- （事業内容）
- ① 市が作成・発行するチラシ等印刷広報物を、製作する担当部署から依頼により、点字図書館にてテキスト化、音声化（合成音声化）する。
 - ② 完成データは担当部署へテキストデータ、CD（ディジタル音楽）形式で提供
 - ③ ②を点字図書館利用者（視覚障害者・読書困難者）にデータ提供



重度障害者就業支援事業 ～重度訪問介護利用者の社会参加をサポート～

堺市では、重度障害者の社会参加を進めるため、常時介護を必要とする重度障害者が就労時等において支援を受けることができる制度を実施します。

1. 事業概要

常時介護を必要とする重度障害者に対し、現在、障害福祉サービスの対象外となっている就業中や就業に伴う移動中又は休憩時間中の日常生活に係る支援を実施することにより、重度障害者の社会参加を促進します。

2. 対象者

重度訪問介護利用者（支給決定者）かつ個人事業主

3. 支援内容

就業中、就業に伴う移動中又は休憩時間中の日常生活に係る介助
(介助者が主体的に行う業務を除く。)

4. 令和2年度当初予算額	6,048千円
	(6,048千円)

担当課 健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課

直 通 072-228-7510

F A X 072-228-8918

重度障害者就業支援事業

概要

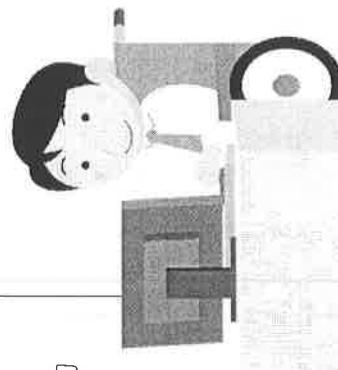
常時介護を必要とする重度障害者の日常生活に係る支援を就業中に実行することと、障害を理由とした就労機会を拡大し、障害者との社会参加を促進する。

背景

- 国の障害福祉サービスである重度訪問介護において、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出等についてはサービスの利用の対象外となっている。
- 被用者においては、雇用主による合理的配慮や国による助成金制度が整備されている。
- 個人事業主は現行制度において支援を受けられない。⇒市で支援策を実施

事業内容

- 対象者 重度訪問介護利用者（支給決定者）かつ個人事業主
○支援内容 就業中、就業に伴う移動中又は休憩時間中の日常生活に係る介助
（介助者が主体的にを行う業務を除く。）
- 実施主体 堺市（大阪府が試行実施する補助金制度を活用）
- 費用負担割合 府：市 = 1 : 1
- 利用者負担 原則1割負担（非課税者は免除）
- 所得制限あり



「医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業」について ～医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ります～

堺市では、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児等に対する支援が適正に行える人材を養成する研修を新たに実施します。

記

1 事業名

医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業

2 事業目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていくよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

3 事業概要

地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後クラブ及び学校等の職員に医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修や、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成するための研修を実施する。

4 令和2年度当初予算額

新規

422千円

(422千円)

担当課 子ども青少年局
子ども青少年育成部 子ども家庭課
直 通 072-228-7331
F A X 072-228-8341

